

議案第 9 号

南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 4 日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

南風原町総合保健福祉防災センターの所管を変更すること及び健康増進室に設置するマッサージ機及び電位治療器の使用料を徴収することから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を改正
する条例

第1条 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例（平成22年南風原町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「保健福祉課」を「国保年金課」に改める。

第2条 南風原町総合保健福祉防災センター設置及び管理運営に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「別表」を「別表第1又は別表第2」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第11条関係）

区分	使用料（15分あたり）	
	町内	町外
マッサージ機	200円	利用不可
電位治療器	200円	利用不可

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年7月1日から施行する。